

- 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 融資枠</p> <p>（1）農業経営基盤強化資金 <u>7,890億円</u></p> <p>（2）農業近代化資金 <u>380億円</u></p> <p>6 （略）</p>	<p>第3 事業の内容</p> <p>事業実施主体に担い手経営発展支援基金（以下「経営発展支援基金」という。）を設置し、その果実及び取崩しにより、以下のとおり、利子助成対象資金について、対象要件を満たす借入者に対し、利子助成金を交付するものとする。</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 融資枠</p> <p>（1）農業経営基盤強化資金 <u>7,280億円</u></p> <p>（2）農業近代化資金 <u>300億円</u></p> <p>6 （略）</p>

附 則 （令和6年4月1日6経営第2号）
この通知は、令和6年4月1日から施行する。